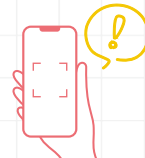


改定前後の水道料金とメーター使用料(1ヵ月当たり)

▶基本料金(税込み)と超過料金(税込み/1㎡あたり)

	口径	用 途	現 行			改定後	
			基本料金	超過料金		基本料金 (メーター使用料を統合)	超過料金
基本水量 10㎡まで	13mm	家事用	1,808.40円	220.00円	→	2,456.30円	272.80円
		団体用	2,624.60円	313.50円		3,221.90円	313.50円
		営業用	2,829.20円				
	20mm	家事用	1,808.40円	220.00円	→	2,569.60円	272.80円
		団体用	2,624.60円	313.50円		3,221.90円	313.50円
		営業用	2,829.20円				
	25mm	家事用	1,808.40円	220.00円	→	2,723.60円	272.80円
		団体用	2,624.60円	313.50円		3,221.90円	313.50円
		営業用	2,829.20円				
	30mm	家事用	1,844.70円	220.00円	→	3,149.30円	272.80円
		団体用	2,857.80円	313.50円		4,330.70円	380.60円
		営業用					

30mmを超える口径の基本料金およびメーター使用料は、ホームページを確認ください。



9月使用(10月検針)分から 水道料金が変わります

水道料金の改定理由

現在の水道料金は、令和3年4月に改定したもので、これまで、未給水地域解消のための水道施設整備事業などを計画的に進めてきました。また、市内経済に配慮しながら、経常経費の節減や適切な資産管理などにより、現行料金を維持してきました。

令和6年4月には、水道事業を安定的で持続可能なものとするため、旧三陸町内の簡易水道事業を統合しており、統合に際し策定した「水道事業経営戦略」では、経営基盤の強化を目的とし、令和8年度に水道料金の引き上げ改定が必要と試算しました。

昨今の水道事業を取り巻く経営環境は、給水収益の減少や物価高騰などによる費用の増大、老朽管の更新、頻発する自然災害への対応などにより、非常に厳しい状況です。

水道事業の健全経営の確保と、安定的かつ持続的な水道水の供給を図るため、水道料金を改定することとしました。

問 水道課業務係 (☎内線172)

水道料金の計算例(税込み) 【家事用】 一般家庭での平均使用水量(口径20mm、使用水量15㎡/月)

内 容	現行料金	激変緩和措置	改定後の料金
基本料金(10㎡まで)	1,808円	2,437円	2,569円
超過料金(15-10=5㎡)	220.00円×5㎡=1,100円	258.50円×5㎡=1,292円	272.80円×5㎡=1,364円
メーター使用料	266円	廃止	廃止
合 計	3,174円	3,729円	3,933円
差 額		現行料金から555円増加 (増加率17.49%) ※改定率上限17.5%	現行料金から759円増加 (増加率23.91%)

水道料金Q&A

Q 水道料金を値上げしないとどうなるのですか。

令和6年4月に、水道事業と簡易水道事業を統合して以来、当市の水道事業は赤字が続いています。値上げをしない場合、今後も継続して赤字が見込まれ、令和16年度ごろには事業の継続ができなくなると見込んでいます。

Q 今回値上げをすれば、その後の値上げはありませんか。

水道料金は、事業を運営するためにかかる全ての費用を計算し、その金額と同じ料金を使用者からいただく方式により算定しています。今回の値上げは、令和9年度からの5年間で黒字を維持できるよう算定しましたが、給水人口が減少していく中では、令和15年度には再び赤字になると試算しています。今後の社会情勢にもよりますが、再度の値上げは必要と見込んでいます。

Q 下水道使用料も値上げになるのですか。

今回の改定は、水道料金だけです。下水道使用料は今までと変わりません。

Q コスト縮減に取り組んでいることはありますか。

コスト縮減の取り組みとして、次の取り組みを進めていきます。詳しくは、市ホームページに掲載のダウンロードファイル「水道料金の改定について」14ページをご覧ください。

- (1) 建設改良費の見直し
- (2) 修繕費・人件費の削減
- (3) 検針方法の見直し

Q 税金で水道事業の赤字分を補てんすることはできませんか。

水道事業は、法律の定めにより基本的に水道料金で費用を賄う「独立採算」が求められています。税金で補てんすると、福祉や教育、道路整備など、税で行うべき市民サービスの低下につながります。

Q 今回の値上げは、令和8年6月まで実施していた水道基本料金などの減免が影響していますか。

水道基本料金などの減免による減収分には、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した一般会計補助金が補てんされており、今回の改定への影響はありません。

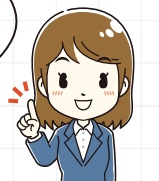
料金改定のpoint

01 POINT

料金の改定

現行の口径別・用途別併用の料金体系を継続しますが、用途間の料金の格差を縮小します。これは、次回以降の改定において、全国的に広く採用されている、より公平性の高い口径別料金体系へ移行することを見据えたものです。改定率は、平均19.9%の引き上げとなります。

メーター使用料は、基本料金に統合して廃止します



口 径	現 行	改定後
13mm	172.70円	廃止
20mm	266.20円	
25mm	392.70円	
30mm	706.20円	

メーター使用料(税込み)

02 POINT

激変緩和のための措置(臨時用または船舶用の用途には適用されません)

10月検針分から令和9年9月検針分までの料金改定率の上限を17.5%とし、これを超える部分は、次の計算例のように、令和9年10月検針分から引き上げます。

【計算例】改定率が24%で、1ヵ月当たり720円の増額となる場合

現行料金
3,000円



1年目料金
3,525円(17.5%)



2年目以降料金
3,720円(24%)